

## 令和元年度 第2回西宮市都市景観・屋外広告物審議会

【令和元年7月26日(金)午後3時00分から午後4時15分まで】

議題第1号	景観重要建造物及び都市景観形成建築物等の指定について（関西学院）【諮問】
審議結果	・原案について了承し、その旨答申を行う。
主な質問 意見等	<p>・当時の図面を確認すると、大学正門の上に照明灯がついていた。修繕等何かの機会に復元できれば、より一層良くなると思う。</p> <p>（事務局回答）</p> <p>⇒その旨を関西学院に伝えさせていただく。</p>

議題第2号	景観重要樹木の指定について（関西学院）【諮問】
審議結果	・原案について了承し、その旨答申を行う。
主な質問 意見等	特になし

議題第3号	景観計画に係る行為の届出における計画段階協議制度の創設について（西宮市都市景観条例、景観法及び西宮市都市景観条例の施行に関する規則の一部改正）【諮問】
審議結果	・原案について了承し、その旨答申を行う。
主な質問 意見等	<p>・資料3の4ページ目、第9条の8「計画段階協議を要する公共施設に係る行為」について、(3)の「地域の重要な景観拠点となっている」の部分が抽象的であり人によって捉え方が異なるように思う。そのため、対象が曖昧にならないか気になる。義務対象者が分かりやすい文章とすべき。</p> <p>（事務局回答）</p> <p>⇒地域の重要な景観拠点としては、多数の人が往来する駅前の広場や小さな河川の橋（地域住民にとってのまちの出入口となるようなもの）など様々であり、明確に記載することが困難であるため、このように記載しケース・バイ・ケースで判断したいと考えている。また、一定の実績が得られ、基準化できるのであれば、その際には明文化したいと考えている。文言について、法制部局と調整する際も、より分かりやすい文章となるよう留意する。</p>

議題第 4 号	自己の敷地に建植える広告物の特例基準の改正について【諮問】
審議結果	・原案について了承し、その旨答申を行う。
主な質問 意見等	<p>・駐車場表示広告物等の「等」は、何を想定しているのか。  (事務局回答)  ⇒自転車駐車場（駐輪場）を含むという意図である。</p>